

電技解釈第 186 条（平形保護層工事）に引用を希望する規格案「石膏ボード等の天井面・壁面における平形保護層工事」についての意見

標記の件は、平形導体合成樹皮絶縁電線（以下、フラットケーブルという。）を一般住宅の石膏ボード、木材・集成材・合板等の木質材料などの材料の天井面・壁面への適用拡大に対する提案です。

フラットケーブルは、電気用品安全法における電気用品として適用を受けるもので、技術基準が規定されています。フラットケーブルについては、住宅においてコンクリート直天井面に限りその施設が認められていますが、そもそも一般住宅に設置されることを前提にしたものではないと考えます。フラットケーブルの施設範囲を一般住宅にまで拡大した場合、フラットケーブルについて知識を持たない住宅居住者の手が届く範囲に施設されることから、事前に想定し得ない事態に配慮が必要です。

したがってフラットケーブルの壁施工については、居住者に対し事前に十分な注意喚起が必要です。

## 委員会の説明

「石膏ボード等の天井面・壁面における平形保護層工事」(案)  
及び「住宅用フラットケーブル工事の設計・施工指針」(案)に  
関して外部から提出された意見への回答

### 回答

石膏ボード等の天井面・壁面における平形保護層工事(以下「住宅用フラットケーブル」という。)については、使用者が配線ルートを識別できるよう、クロス面表面又は配線器具にルート表示を行い、使用者に対して注意喚起を行うよう設計・施工指針に規定しています。

また、住宅用フラットケーブルはクロス面下に施設されるため、直接手が触れるおそれはありませんが、壁面への適用拡大に伴って考えられる釘打ちや什器からの損傷等の外力に対しては、機械的保護層をクロス面および造営材面の両面に設けることで、現行の露出配線と同等の機械的強度を確保していることを確認しています。

さらに万一釘打ち等が行われた場合には、ELBの動作により電氣的に保護する回路としているため、安全性は十分に満足していると考えます。

住宅用フラットケーブルの適用場所拡大にあたっては、ご指摘あるように、施工者に対しては適切な工事を行うよう、設計・施工指針の普及および啓蒙活動に勤めるとともに、消費者に対しては新たなケーブル配線として、広く紹介する活動を行いたいと考えます。

以上